○総務省令第三十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二章第四節第二款及び第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信番号規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日

総務大臣　林　芳正

電気通信番号規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信番号規則の一部改正）

第一条　電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

［第一章～第三章　略］

第四章　卸電気通信役務を提供する際の確認義務（第十六条―第十八条）

第五章　雑則（第十九条―第二十一条）

附則

（電気通信番号使用計画の認定の申請）

第五条　法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第一及び様式第二によるものとする。

2　前項の電気通信番号使用計画は、別表に掲げる電気通信番号の種別ごとに作成するものとする。ただし、同一の電気通信番号の種別について、提供する電気通信役務の内容ごとに作成することを妨げない。

3　法第五十条の二第二項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人又は団体である場合は、役員の名簿及び住民票（本籍の記載のあるものに限る。次号において同じ。）の写し又はこれに相当する書類

二　申請者が個人である場合は、住民票の写し又はこれに相当する書類

三　次条第二項各号に掲げる利用者設備識別番号について電気通信番号使用計画の認定を受けようとする場合は、事業計画書

四　新たに利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合は、その利用者設備識別番号の数及びその算定の根拠を記載した書類

五　新たに電気通信番号の指定を受けようとする場合であって、特定の電気通信番号の指定を希望するときは、その電気通信番号及び希望する理由を記載した書類

4　法第五十条の二第二項の法第五十条の三第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面及び前項第三号の事業計画書は、それぞれ様式第三及び様式第四によるものとする。

（電気通信番号使用計画の認定の基準）

第六条　法第五十条の四第一号ハの総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一　略］

二　別表第一号に掲げる固定電話番号の指定を受けようとする場合は、指定を受けようとする電気通信番号計画に定める番号区画ごとの別表第一号に掲げる固定電話番号の数について、相当程度の需要が見込まれ、当該需要に対する電気通信役務の提供に係る計画に確実性があること。

［三・四　略］

2　法第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号は、次のとおりとする。

一　別表第一号に掲げる固定電話番号

二　別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号

改正前

目次

［第一章～第三章　同上］

第四章　雑則（第十六条―第十八条）

附則

（電気通信番号使用計画の認定の申請）

第五条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［新設］

［新設］

一　［同上］

二　新たに電気通信番号の指定を受けようとする場合であって、特定の電気通信番号の指定を希望する場合は、その電気通信番号及び希望する理由を記載した書類

［新設］

（電気通信番号使用計画の認定の基準）

第六条　法第五十条の四第三号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一　同上］

二　固定電話番号の指定を受けようとする場合は、指定を受けようとする電気通信番号計画に定める番号区画ごとの固定電話番号の数について、相当程度の需要が見込まれ、当該需要に対する電気通信役務の提供に係る計画に確実性があること。

［三・四　同上］

［新設］

三　別表第六号に掲げる特定ＩＰ電話番号

3　法第五十条の四第二号ロの総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条の罪（官公職を詐称し、又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）第一条第一項に規定する金融機関の従業者になりすまし、その他不正の方法をもって他人を欺いて、当該他人の預貯金通帳、預貯金の引出用のカードその他これらに類するものを窃取するものに限る。次号において同じ。）を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第三条の罪（刑法第二百三十五条の罪に係るものに限る。）を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三　法第五十条の十の規定により法第五十条の二第一項の認定を取り消された者が法人又は団体である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人又は団体の役員であった者で、当該取消しの日から起算して二年を経過しないもの

四　法人又は団体であって、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

（事業者設備等識別番号の指定）

第八条　総務大臣は、電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）について、法第五十条の二第一項の認定をしたときは、法第五十条の十二の規定により事業者設備等識別番号を指定し、これを通知する。

［2　略］

（変更の認定の申請）

第九条　法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第五及び様式第二によるものとする。

［2　略］

3　法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

一　第五条第三項各号（第三号を除く。）に定める書類（第一号及び第二号に定める書類にあっては、当該書類の内容に変更があった場合に限る。）

［二　略］

4　法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の法第五十条の三第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第三によるものとする。

（軽微な変更）

第十一条　法第五十条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一　指定を受けている電気通信番号の数の減少（指定を受けている全ての電気通信番号の数が減少する場合を含み、新たに電気通信番号の指定を受けることとなる場合を除く。）

［新設］

（事業者設備等識別番号の指定）

第八条　総務大臣は、電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）について、法第五十条の二第一項の認定をしたときは、法第五十条の十一の規定により事業者設備等識別番号を指定し、これを通知する。

［2　同上］

（変更の認定の申請）

第九条　法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第三及び様式第二によるものとする。

［2　同上］

3　［同上］

一　第五条第三項各号に定める書類

［二　同上］

［新設］

（軽微な変更）

第十一条　［同上］

一　［同上］

二　電気通信役務の開始の日の繰上げ

三　卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者名の追加又は削除

四　電気通信番号の使用に関する条件を確保するため、他の電気通信事業者と取決めをしている場合における、当該取決めをしている他の電気通信事業者の数の増加又は減少（当該取決めの内容に変更がない場合に限る。）

五　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項の変更のうち、総合品質の変更（総合品質を劣化させることとなる場合を除く。）

六　別表第十一号に掲げる付加的役務識別番号を使用して電気通信役務の内容を識別している場合であって、当該付加的役務識別番号の四桁目以降によりその識別する電気通信役務の内容を細分しているときにおける当該細分している事項の変更（新たに付加的役務識別番号の指定を受けることとなる場合を除く。）

（軽微な変更の届出等）

第十二条　電気通信事業法施行規則第七条第一項又は第九条第三項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。

2　法第五十条の六第三項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、様式第二による電気通信番号使用計画（電気通信番号の種別又は電気通信役務の内容ごとに作成したもののうち、変更のないものを除き、指定を受けている電気通信番号の数を減じようとする場合は、その電気通信番号を記載した書類を含む。）を添えて提出しなければならない。

3　法第五十条の六第三項の規定による電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出をしようとする者は、様式第七の届出書を提出しなければならない。

4　前項の届出を提出するときは、併せて法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認定証及び法第五十条の六第一項の変更の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認定証を総務大臣に返納しなければならない。

［5　略］

（利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）

第十三条　利用者設備識別番号の指定を受けている電気通信事業者は、当該指定の失効等（法第五十条の十一第一号に定める指定の失効又は同条第二号に定める指定の取消しをいう。以下この条において同じ。）があった場合に、当該利用者設備識別番号の管理を引き継ぐ電気通信事業者（法第五十条の二第一項の認定を受けている者に限る。以下この条において「番号管理事業者」という。）をあらかじめ総務大臣に届け出ることができる。

［2～5　略］

（事業者設備等識別番号の取消し等）

二　［同上］

［新設］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

（軽微な変更の届出等）

第十二条　［同上］

2　法第五十条の六第三項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第四の届出書に、様式第二による電気通信番号使用計画（電気通信番号の種別又は電気通信役務の内容ごとに作成したもののうち、変更のないものを除き、指定を受けている電気通信番号の数を減じようとする場合は、その電気通信番号を記載した書類を含む。）を添えて提出しなければならない。

3　法第五十条の六第三項の規定による電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出をしようとする者は、様式第五の届出書を提出しなければならない。

4　前項の届出を提出するときは、併せて法第五十条の二第一項の認定及び法第五十条の六第一項の変更認定に係る認定証を総務大臣に返納しなければならない。

［5　同上］

（利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）

第十三条　利用者設備識別番号の指定を受けている電気通信事業者は、当該指定の失効等（法第五十条の十第一号に定める指定の失効又は同条第二号に定める指定の取消しをいう。以下この条において同じ。）があった場合に、当該利用者設備識別番号の管理を引き継ぐ電気通信事業者（法第五十条の二第一項の認定を受けている者に限る。以下この条において「番号管理事業者」という。）をあらかじめ総務大臣に届け出ることができる。

［2～5　同上］

（事業者設備等識別番号の取消し等）

第十四条　総務大臣は、法第五十条の十二の規定により、法第五十条の九の規定による電気通信番号使用計画（事業者設備等識別番号に係るものに限る。）の認定の失効があったときは、当該事業者設備等識別番号の指定を取り消すものとする。

2　総務大臣は、法第五十条の十二の規定により、電気通信事業者（事業者設備等識別番号の指定を受けている者に限る。）が法第五十条の十各号のいずれかに該当するときは、当該事業者設備等識別番号の全部又は一部の指定を取り消すことができる。

（使用期限を超過した電気通信番号）

第十五条　電気通信番号（電気通信番号計画において使用の期限が記載されたものに限る。）の指定は、当該使用の期限を超えた場合は、その効力を失うものとする。

2　前項の場合において、電気通信番号の指定を受けていた電気通信事業者は、遅滞なく、法第五十条の六の規定により電気通信番号使用計画を変更しなければならない。ただし、法第五十条の九各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第四章　卸電気通信役務を提供する際の確認義務

（電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件等）

第十六条　法第五十条の七第二号の総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。

一　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日以後に法第五十条の二第一項の認定又は法第五十条の六第一項の変更の認定を受けた電気通信事業者（法第五十条の二第三項の規定により同条第一項の認定又は法第五十条の六第一項の変更の認定を受けたものとみなされる電気通信事業者を除く。）であること。

二　関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。次条第一項第二号ハにおいて同じ。）のうちに、外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。第四号において同じ。）以外の者であって、前項に定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行っているものがあること。

三　法に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。次号及び次条第一項第二号において同じ。）を受けて、前項に定める期間以上継続して外国において電気通信事業に相当する事業を行っていること。

四　親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。次条第一項第二号ホにおいて同じ。）が外国会社であって、当該親会社が、法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けて、前項に定める期間以上継続して当該外国において電気通信事業に相当する事業を行っていること。

第十四条　総務大臣は、法第五十条の十一の規定により、法第五十条の八の規定による電気通信番号使用計画（事業者設備等識別番号に係るものに限る。）の認定の失効があったときは、当該事業者設備等識別番号の指定を取り消すものとする。

2　総務大臣は、法第五十条の十一の規定により、電気通信事業者（事業者設備等識別番号の指定を受けている者に限る。）が法第五十条の九各号のいずれかに該当するときは、当該事業者設備等識別番号の全部又は一部の指定を取り消すことができる。

（使用期限を超過した電気通信番号）

第十五条　［同上］

2　前項の場合において、電気通信番号の指定を受けていた電気通信事業者は、遅滞なく、法第五十条の六の規定により電気通信番号使用計画を変更しなければならない。ただし、法第五十条の八各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

［新設］

五　役員のうちに、法第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有する者があること。

イ　電気通信番号を使用した電気通信役務に係る電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務

ロ　イに掲げる業務を監督する業務

（確認の方法等）

第十七条　法第五十条の七の規定による確認は、次に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

一　法第五十条の七第一号に該当することの確認　次のイ又はロに掲げる卸電気通信役務の提供の相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ　法第五十条の七第一号イに掲げる者　当該相手方から法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認定証又は法第五十条の六第一項の変更の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認定証の提示を受ける方法

ロ　法第五十条の七第一号ロに掲げる者　当該相手方から次に掲げるものの提示を受ける方法

(1)　法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は電気通信事業法施行規則第九条第十五項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号

(2)　利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画

二　法第五十条の七第二号に該当することの確認　次のイからホまでに掲げる卸電気通信役務の提供の相手方ごとの確認の区分に応じ、当該イからホまでに定める方法

イ　当該相手方が前条第一項に定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行っていることの確認　次のいずれかに掲げる方法

(1)　当該相手方から電気通信役務その他の役務の提供に係る契約書その他の事業継続期間が確認できる書類の提示を受ける方法

(2)　金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。ハ(2)において同じ。）に当該相手方の株式が上場されていることを確認する方法

ロ　当該相手方が前条第二項第一号に該当することの確認　当該相手方から法第五十条の二第一項の認定に係る第七条第一項の認定証又は法第五十条の六第一項の変更の認定に係る第十条において準用する第七条第一項の認定証の提示を受ける方法

ハ　当該相手方が前条第二項第二号に該当することの確認　次のいずれかに掲げる方法

(1)　当該相手方から有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。(2)及びホ(1)において同じ。）その他の当該相手方と当該相手方の関係会社との関係を証する書類及び電気通信役務その他の役務の提供に係る契約書その他の当該関係会社の事業継続期間が確認できる書類の提示を受ける方法

(2)　当該相手方から有価証券報告書その他の当該相手方と当該相手方の関係会社との関係を証する書類の提示を受け、かつ、金融商品取引所に当該関係会社の株式が上場していることを確認する方法

ニ　当該相手方が前条第二項第三号に該当することの確認　当該相手方から次に掲げるものの提示を受ける方法

(1)　法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けていることを証する書類

(2)　電気通信役務に相当する役務の提供に係る契約書その他の事業継続期間が確認できる書類

ホ　当該相手方が前条第二項第四号に該当することの確認　当該相手方から次に掲げる書類の提示を受ける方法

(1)　外国において開示が行われている有価証券報告書に相当する書類その他の当該相手方と当該相手方の親会社との関係を証する書類

(2)　当該相手方の親会社が法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けていることを証する書類

(3)　電気通信役務に相当する役務の提供に係る契約書その他の当該相手方の親会社の事業継続期間が確認できる書類

ヘ　当該相手方が前条第二項第五号に該当することの確認　当該相手方から当該相手方の役員のうちに、前条第二項第五号に規定する経験を有する者があることを証する書類の提示を受ける方法

2　法第五十条の七の規定による確認を行う電気通信事業者は、前項に規定する確認の方法のうち、書類の提示を受けるものについて、当該書類の提示に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第二十一条において同じ。）により当該書類に記載されるべき事項の提供を受けることができる。

3　法第五十条の七の規定による確認を行う電気通信事業者は、利用者設備識別番号（第六条第二項各号に掲げる利用者設備識別番号の種別に係るものに限る。次項において同じ。）を使用する電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、当該契約の相手方に対し、当該電気通信役務が当該契約の相手方の電気通信事業の用に供するものであるかどうかの確認をしなければならない。

4　法第五十条の七の規定による確認を行う電気通信事業者は、利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、当該契約の期間中における当該契約の相手方との間の連絡体制が確保されていることの確認をしなければならない。

（利用者設備識別番号の数）

第十八条　法第五十条の七の総務省令で定める数は、第六条第二項各号に掲げる利用者設備識別番号の種別ごとに五十とする。

第五章　雑則

第四章　雑則

（公示）

第十九条　法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十三の規定により記載するものを除く。）の公示は、官報で告示することによって行う。

２　法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十三の規定により記載するものに限る。）の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行う。

（書類の提出）

第二十条　［略］

（電磁的方法による提出）

第二十一条　この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

［２　略］

様式第２（第５条第１項、第９条第１項及び第１２条第２項関係）

第１　利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号使用計画

［略］

［１～８　略］

［注１　略］

［２～４　略］

５　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。

［(1)～(3)　略］

(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所及び設置の態様

［６～８　略］

第２　利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画

［略］

［１　略］

２　電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注２）（注３）（注４）

３　電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注３）（注５）

４　利用者設備識別番号の管理に関する事項（注３）（注６）

５　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注３）

６　その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注３）

（公示）

第十六条　法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十二の規定により記載するものを除く。）の公示は、官報で告示することによって行う。

２　法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十二の規定により記載するものに限る。）の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行う。

（書類の提出）

第十七条　［同上］

（電磁的方法による提出）

第十八条　この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって行うことができる。

［２　同上］

様式第２（第５条第１項、第９条第１項及び第１２条第２項関係）

第１　利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号使用計画

［同左］

［１～８　同左］

［注１　同左］

［２～４　同左］

５　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）

［６～８　同左］

第２　利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画

［同左］

［１　同左］

２　電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注２）（注３）

３　電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注２）（注４）

４　利用者設備識別番号の管理に関する事項（注２）（注５）

５　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注２）

６　その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注２）

［注１　略］
２　卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者名を全て記載すること。
３　［略］
４　［略］
５　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
［(1)～(3)　略］
(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所及び設置の態様
６　［略］
７　［略］
第３　事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号使用計画
［略］
［１～７　略］

［注１　略］
［２～４　略］
５　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
［(1)～(3)　略］
(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所及び設置の態様
［６・７　略］
第４　事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画
［略］
［１　略］
２　電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注２）（注３）（注４）
３　電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注３）（注５）
４　事業者設備等識別番号の管理に関する事項（注３）（注６）
５　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注３）
６　その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注３）

［注１　略］
２　卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者名を全て記載すること。

［注１　同左］
［新設］
２　［同左］
３　［同左］
４　［同左］
［(1)～(3)　同左］
(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）
５　［同左］
６　［同左］
第３　事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号使用計画
［同左］
［１～７　同左］

［注１　同左］
［２～４　同左］
５　［同左］
［(1)～(3)　同左］
(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）
［６・７　同左］
第４　事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画
［同左］
［１　同左］
２　電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注２）（注３）
３　電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注２）（注４）
４　事業者設備等識別番号の管理に関する事項（注２）（注５）
５　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注２）
６　その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注２）

［注１　同左］
［新設］

３　［略］
４　［略］
５　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
［(1)～(3)　略］
(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所及び設置の態様
６　［略］
７　［略］

様式第３（第５条第４項及び第９条第４項関係）

誓約書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

認定（変更認定）申請者が電気通信事業法第50条の３第１号から第４号まで（電気通信事業法第50条の６第２項の規定において準用する同法第50条の３第１号から第４号まで）に該当しないことを誓約します。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　［同左］
３　［同左］
４　［同左］
［(1)～(3)　同左］
(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）
５　［同左］
６　［同左］

［新設］

様式第４（第５条第４項関係）

事業計画書

１　事業開始年月日

２　電気通信事業その他の事業の実績（注１）

３　関係会社及び当該関係会社の電気通信事業その他の事業の実績（注２）（注３）

社名	実績

４　役員の経歴（注４）（注５）

役員	経歴

５　事業の開始のため必要となる設備資金及び運転資金の額並びにその調達方法及び返済計画

６　事業開始年月日以降５年間の収支見込み（注６）

年目：　年　月　日から　年　月　日まで			備考
収入	電気通信事業収入	千円	
	その他収入		
	計		
支出	電気通信事業支出	千円	
	その他支出		
	計		
差引利益			

注１　６月未満の事業の実績については、記載を要しない。
２　記載する社名の数に応じ、項を適宜増減すること。
３　第16条第２項第２号又は第４号に掲げる要件に該当しない事業の実績については、記載を要しない。
４　記載する役員の数に応じ、項を適宜増減すること。
５　第16条第２項第５号に掲げる要件に該当しない経歴については、記載を要しない。
６　備考欄には、算出の根拠その他参考事項となる事項を記載すること。

［新設］

様式第５（第９条第１項関係） ［略］ 様式第６（第12条第２項関係） ［略］ 様式第７（第12条第３項関係） ［略］	様式第３（第９条第１項関係） ［同左］ 様式第４（第12条第２項関係） ［同左］ 様式第５（第12条第３項関係） ［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

様式第28の２（第８条関係）

電気通信番号の使用に関する報告

（卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況）

年４月１日から

年３月31日まで

事業者名

法人番号

登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認

［注１　略］

２　「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）について、卸先事業者の氏名又は名称及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

［３　略］

４　「卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認」の欄は、電気通信番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結又は更新に際し、確認した卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況について、その確認を行った西暦年数を算用数字で記載すること。ただし、定期又は不定期に確認している場合は、直近に確認を行った西暦年数を算用数字で記載することができる。

［削る］

改正前

様式第28の２（第８条関係）

電気通信番号の使用に関する報告

（卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況）

年４月１日から

年３月31日まで

事業者名

法人番号

登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認	卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意

［注１　同左］

２　「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）について、卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載するとともに、報告年度中に新たに卸電気通信役務の提供を開始した卸先事業者については、その氏名又は名称に下線を付すこと。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

［３　同左］

４　「卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認」の欄は、新たな種別の電気通信番号を使用する卸電気通信役務の提供の開始に際し、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況を確認している場合に、その確認を行った西暦年数を算用数字で記載すること。ただし、定期又は不定期に確認している場合は、直近に確認を行った西暦年数を算用数字で記載することができる。

５　「卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意」の欄は、卸電気通信役務の提供の契約に関する書面において卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについて合意している場合に、その合意を行った西暦年数を算用数字で

5　［略］

6　［略］

様式第28の３（第８条関係）

電気通信番号の使用に関する報告

（自らが指定を受けていない番号／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名

法人番号

登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	卸元事業者名	法人番号	番号使用数			番号未使用数	備考	合計
				うち卸提供数	うち電話転送役務の数			
合計								

［注１　略］

２　「卸元事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者に卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者について、その氏名又は名称及び卸元事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

［３～８　略］

記載すること。

6　［同左］

7　［同左］

様式第28の３（第８条関係）

電気通信番号の使用に関する報告

（自らが指定を受けていない番号／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名

法人番号

登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	卸元事業者名	番号使用数			番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数	うち電話転送役務の数				
合計							

［注１　同左］

２　「卸元事業者名」の欄は、報告対象事業者に卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者について、その氏名又は名称を記載すること。

［３～８　同左］

様式第28の４（第８条関係）

電気通信番号の使用に関する報告

（みなし認定／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名

法人番号

登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	卸元事業者名	法人番号	電気通信番号使用計画作成状況		番号使用数	うち卸提供数	番号未使用数	備考	合計
合計									

［注１　略］

２　「卸元事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者に卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者について、その氏名又は名称及び卸元事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

３　「電気通信番号使用計画作成状況」の欄は、左欄に電気通信番号の種別ごとに直近に電気通信番号使用計画を作成し、又は変更した年月日を、右欄に作成した電気通信番号使用計画が標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第７号）における別表のいずれに該当するかを記載すること。

４　［略］

５　［略］

６　［略］

７　［略］

８　［略］

様式第28の４（第８条関係）

電気通信番号の使用に関する報告

（みなし認定／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名

法人番号

登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	電気通信番号使用計画作成状況	番号使用数	うち卸提供数	番号未使用数	備考	合計
合計						

［注１　同左］

［新設］

２　「電気通信番号使用計画作成状況」の欄は、直近に電気通信番号使用計画を作成し、又は変更した年月日を記載すること。

３　［同左］

４　［同左］

５　［同左］

６　［同左］

７　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中電気通信番号規則様式第二の改正規定（「設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）」を「設置場所及び設置の態様」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が令和八年七月一日以降である報告から適用する。